

下水道地震対策緊急整備事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、下水道の地震による被災が市民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域、水道水源地域等において、地震時に下水道が最低限有すべき機能を確保するための施設の耐震化及び被災した場合の下水道機能のバックアップ対策を併せて進めることを目的として、地震対策を実施する地方公共団体に対して、国が必要な助成を行う制度を定め、もって地震に対する安全度を早急に高め、安心した都市活動が継続されるようにすることを目的とする。

第2 定義

この要綱において、「下水道地震対策緊急整備事業」（以下「本事業」という。）とは、以下のいずれかに該当する地域において、地方公共団体の下水道地震対策を目的として、「下水道地震対策緊急整備計画」に従い実施する事業をいう。

- (1) 政令指定都市及び県庁所在都市
- (2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域
- (3) 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域
- (4) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
- (5) 首都圏整備法に規定する既成市街地、近畿圏整備法に基づく既成都市区域並びに名古屋市の区域これに接続して既に市街地を形成している区域
- (6) 地震予知連絡会の定める特定観測地域又は観測強化地域
- (7) 上水道の取水口より上流に位置する予定処理区域

第3 事業主体

本事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 計画の策定

1. 本事業を実施しようとする地方公共団体は、「下水道地震対策緊急整備計画」を策定して国土交通省都市・地域整備局下水道部長に協議し、同意を得るものとする。
2. 本事業を実施しようとする地方公共団体（政令指定都市を除く。）においては、1. の手続について都道府県を経由するものとする。
3. 「下水道地震対策緊急整備計画」に定める主な事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 対象地区の概要及び選定理由
 - (2) 整備目標
 - (3) 事業内容及び年度計画

第5 国の補助

1. 補助対象範囲は、下水道事業の採択基準に合致するものに加え、以下のいずれかに該当する事業及び施設のうち、「下水道地震対策緊急整備計画」に位置付けられたものとする。
 - (1) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）と終末処理場とを接続する管きよの耐震化事業
 - (2) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送路及び避難路並びに軌道の下に埋設されている管きよの耐震化事業
 - (3) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積1ha以上の防災拠点又は避難地に限る。）に整備するマンホールトイレス

テム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。）

- (4) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設（敷地面積2ha以上の防災拠点及び避難地に限る。）に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

ただし、三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域）に位置する都市、政令指定都市、県庁所在都市及び中核市におけるD I D地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積1ha以上の下水道施設に設置する備蓄倉庫及び耐震性貯水槽

2. 補助率は、下水道法施行令第24条の2に規定する率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率）を適用する。

附 則

この要綱の適用は、平成18年度予算に係る補助金からとし、平成18年度より3年間以内に計画期間5年以内の「下水道地震対策緊急整備計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限るものとする。